

令和4年度高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業補助金交付要綱

令和4年6月27日
4福保高施第580号

(通則)

第1条 高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業補助金(以下「補助金」という。)は、東京都地域医療介護総合確保基金事業(介護分)実施要綱(平成27年10月27日付27福保高計第336号。以下「実施要綱」という。)5(1)サ(ア)、(イ)及び(ウ)に基づき実施する事業に係る経費の一部を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、地域医療介護総合確保基金管理運営要領(平成26年9月12日付厚生労働省医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号の別紙)及び東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を防止する観点から、簡易陰圧装置の設置、ゾーニング環境等の整備、多床室の個室化に係る費用を支援することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- 1 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業
別表1に定める対象施設等において、居室等に簡易陰圧装置を設置又は簡易陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等を行う事業
- 2 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業
 - (1) ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援
別表1に定める対象施設のうち、ユニット型である介護施設等において、各ユニットの共同生活室の入口に玄関室を設置する等により、消毒や防護服の着脱等を行うためのスペースを設置するための事業
 - (2) 従来型個室・多床室のゾーニング経費支援
別表1に定める対象施設のうち、従来型個室又は多床室である介護施設等において、感染症が発生した際に感染者と非感染者の動線を分離することを目的として従来型個室・多床室の改修を行う事業
 - (3) 家族面会室の整備等経費支援
別表1に定める対象施設において、感染症の感染拡大を防止しつつ家族との面会を実施するために必要な家族面会室を整備(2方向から出入りできる家族面会室の設置の他、家族面会室の複数設置や拡張、家族面会室における簡易陰圧装置・換気設備の設置、家族面会室の入口に消毒等を行う玄関室の設置、家族面会室がない場合の新規整備等)するための事業
- 3 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業
別表2に定める対象施設において、感染が疑われる利用者同士のスペースを空間的に分離できるよう、多床室を個室化するための改修を行う事業
なお、可動式の壁により分離することは認めるが、天井から隙間が空くことは認められないものとする。

(暴力団等の排除)

第4条 次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- 1 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- 2 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等(暴

力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)に該当する者があるもの

(補助対象経費)

第5条 この補助金は、第3条に定める補助対象事業に係る別表3の第3欄に記載する経費を対象経費とする。

(補助金交付額)

第6条 この補助金は、別表3の第1欄に定める区分ごとに、第3欄に定める対象経費の実支出額の合計から寄附金その他収入額(社会福祉法人にあっては、寄附金収入額を除く。)を控除した額と、第2欄に定める補助基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

(交付申請)

第7条 補助金の交付申請は、第3条に定める補助対象事業を行う者(以下「補助事業者」という。)が、別記第1号様式に関係書類を添えて、別に定める期日までに東京都知事(以下「知事」という。)に提出して行うものとする。

(交付決定)

第8条 知事は、交付申請のあった事業について適当と認める場合は、第11条に定める条件を付して補助金の交付を決定し、補助事業者に通知する。

(交付時期)

第9条 この補助金は、第11条第6項に定める額の確定後、第10条の請求を受けて交付する。

(請求)

第10条 補助事業者は、交付決定を受けた補助金を請求するときは、請求書(別記第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助条件)

第11条 この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付する。

1 事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付の決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、知事は、補助事業者に対し、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

2 承認事項

次のアからウまでのいずれかに該当するときは、補助事業者はあらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、ア又はイに掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

ア 事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

イ 事業の内容を変更しようとするとき。

ウ 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 補助事業の遂行命令

ア 3による報告、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、知事は、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。

イ 補助事業者が、アの命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し、補助事業の一時停止を命じることがある。

5 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、別に指定する期日までに、速やかに別記第2号様式に、必要な書類を添付して知事に提出しなければならない。

6 補助金の額の確定

知事は、5の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等によって、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

7 是正のための措置

ア 知事は、6の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認められるときは、補助事業につき、これに適合させるための処置を取るべきことを補助事業者に命じることがある。

イ 5の実績報告は、アの命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

8 決定の取消し

ア 知事は、補助事業者が次の（ア）から（オ）までのいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

（ア） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（イ） 補助金を他の用途に使用したとき。

（ウ） 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

（エ） 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産等については、間接補助事業者が12に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保権を設定する等を行ったため、交付目的が達成されないことが明らかになったとき。

（オ） 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

イ アの規定は、6により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

9 補助金の返還

ア 知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

イ 6より交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

10 違約加算金及び延滞金

ア 補助事業者は、8により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

イ 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

11 他の補助金等の一時停止等

補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

12 財産処分の制限

補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価額が50万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日付大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

13 財産処分等に伴う収入の納付

補助事業者が知事の承認を受けて12の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、知事は、この収入の全部又は一部を納付させることがある。

14 財産管理

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、台帳の管理及び物品への表示等、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図らなければならない。

15 補助金調書の作成

補助事業者は、この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかなければならない。

16 帳簿の整理

補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（都補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

17 消費税等に係る税額控除の報告

補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は速やかに報告することとし、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに別記第4号様式により、知事に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を東京都に返還しなければならない。

18 寄附金収入の制限

事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

19 事業実施のための契約手続

補助事業者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、原則として東京都が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

20 その他

この要綱に定める条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を都に納付させることがある。

附 則

この要綱は、施行日から適用する。

(別表１) 対象施設（簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業及び感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業）

対象施設等		補助対象事業者
広域型施設等（定員３０人以上の施設等）		左記の施設等を設置又は運営する者
a	特別養護老人ホーム及び併設される短期入所生活介護事業所（※１）	
b	介護老人保健施設	
c	介護医療院	
d	介護療養型医療施設	
e	養護老人ホーム	
f	軽費老人ホーム	
g	有料老人ホーム	
h	サービス付き高齢者向け住宅（※２）	
i	短期入所生活介護事業所（a及びkに該当するものを除く。）	
j	短期入所療養介護事業所	
地域密着型施設等（定員２９人以下の施設等）		区市町村
k	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される短期入所生活介護事業所（※１）	
l	介護老人保健施設	
m	介護医療院	
n	介護療養型医療施設	
o	軽費老人ホーム	
p	有料老人ホーム	
q	サービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものの）	
r	短期入所生活介護事業所（a及びkに該当するものを除く。）	
s	短期入所療養介護事業所	
t	認知症高齢者グループホーム	
u	小規模多機能型居宅介護事業所	
v	看護小規模多機能型居宅介護事業所	
w	生活支援ハウス	

※１ 併設される短期入所生活介護事業所は、定員に関わらない。

※２ 特定施設入居者生活介護の指定を受けていないものは、定員に関わらない。

(別表 2) 対象施設 (多床室の個室化に要する改修費支援事業)

対象施設等		補助対象事業者
広域型施設等 (定員 30 人以上の施設等)		左記の施設等を 設置又は運営する者
a	特別養護老人ホーム及び併設される短期入所生活介護事業所 (※ 1)	
b	介護老人保健施設	
c	介護医療院	
d	養護老人ホーム	
e	軽費老人ホーム	
f	有料老人ホーム	
g	短期入所生活介護事業所 (a 及び h に該当するものを除く。)	
地域密着型施設等 (定員 29 人以下の施設等)		区市町村
h	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される短期入所生活介護事業所 (※ 1)	
i	介護老人保健施設	
j	介護医療院	
k	軽費老人ホーム	
l	有料老人ホーム	
m	短期入所生活介護事業所 (a 及び h に該当するものを除く。)	
n	認知症高齢者グループホーム	
o	小規模多機能型居宅介護事業所	
p	看護小規模多機能型居宅介護事業所	
q	生活支援ハウス	

※ 1 併設される短期入所生活介護事業所は、定員に関わらない。

(別表 3)

1 区分		2 補助基準額	3 対象経費	4 補助率
簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業		簡易陰圧装置 1 台につき 4,320 千円 (※1)	簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(※2)。 ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 なお、別表 1 の k から w までの地域密着型施設等については、間接補助事業者への補助等により区市町村が負担した額を上限とする。	10 分の 10
感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業	ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援	1 か所につき 1,000 千円	感染拡大防止のためのゾーニング環境等を整備するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(※2)。 ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 なお、別表 1 の k から w までの地域密着型施設等については、間接補助事業者への補助等により区市町村が負担した額を上限とする。	10 分の 10
	従来型個室・多床室のゾーニング経費支援	1 か所につき 6,000 千円		
	家族面会室の整備等経費支援	1 施設・事業所につき 3,500 千円		
多床室の個室化に要する改修費支援事業		個室化を行う 1 床につき 978 千円	多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(※2)。 ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 なお、別表 2 の h から q までの地域密着型施設等については、間接補助事業者への補助等により区市町村が負担した額を上限とする。	10 分の 10

※1 簡易陰圧装置の台数は、原則として、居室(小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所においては宿泊室)、静養室又は医務室 1 室につき 1 台、かつ施設等の定員数を限度とする。

※2 工事事務費は、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。なお、工事費又は工事請負費に備品購入費に相当する額が含まれる場合は、その額を控除して算定するものとする。